

主な新規事項および見直し事項

【基本目標1】未来世代の参画と挑戦を支える環境づくりの推進

基本施策	施策	こども計画における記述		
		現状と課題	施策の方向性	
【基本施策1-1】 こどもの権利の尊重と 主体的参画の推進	【施策1-1-1】 こどもが権利の主体である ことへの理解の促進	P32	<ul style="list-style-type: none"> こどもが権利の主体であることへの市民への周知が必要であること。 家庭や地域と連携しながら、こどもの人権の理解の促進を図る必要があること。 	<p>P35 ○【新規】こどもが権利の主体であることの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもが権利の主体であることについて、秋田市子ども条例を尊重しながら、広報媒体を通じて市民に周知すること。 <p>P35 ○【新規】人権教育の推進と家庭や地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域での体験活動や地域人材の活用の充実を図ること。など
	【施策1-1-2】 意見表明の機会の充実とこども・若者主体の取組の推進	P37	<ul style="list-style-type: none"> こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、その声が生生活や社会に何らかの影響を及ぼす経験を持つことは、自己肯定感や自己有用感を高め、社会の一員としての主体性を育むことにつながると考えられていること。 若い世代の意見を把握するための機会の確保や、多様な挑戦と希望の後押しなどを通じ、次代を担う若い世代が主体的にまちに関わりたいと思えるよう取り組むことが重要であること。 	<p>P38 ○【新規】意見表明機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べるができる機会をつくるとともに、その意見を尊重し、こども施策などの市の施策への反映を検討すること。 大学生等を対象としたアンケートやワークショップなどを通じ、若い世代の意識を把握しながら、若者を応援する施策の企画・立案に生かすこと。 など <p>○【新規】こども・若者主体の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学生等の多様な挑戦を後押しするとともに、大学生等が主体的にまちに関わることができるような環境づくりに取り組むこと。
【基本施策1-2】 こどもの視点に立った 居場所づくり	【施策1-2-1】 こどもの視点に立った居場所づくり	P40	<ul style="list-style-type: none"> 国の調査によると、安心できる場所を多く持っているほど自己肯定感やチャレンジ精神が高くなる傾向となっていること。 家庭や学校だけでなく、地域住民や民間団体、企業、行政が連携してこどもの居場所を増やせるように支援することが必要なこと。 就学児童が放課後を安心して過ごし、多様な経験・活動を行うことができる居場所の充実が求められていること。 民間団体が運営するこども食堂は、地域とのつながりのある居場所となることが期待される重要な地域資源となっており、行政としてその取組を支援していく必要があること。 	<p>P42 ○【新規】こどもの視点に立った多様な居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもたちの意見を尊重しながらこどもの居場所づくりをすすめ、主体性や自己肯定感の育成に努めること。 民間団体が実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討すること。 など <p>○放課後児童対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後等のこどもの主体的な遊びと体験活動を提供する居場所として、児童館等の適切な維持管理を進めていくこと。 など <p>○【新規】いじめ防止と不登校のこどもへの支援（後掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔軟な教育課程で特色ある教育活動を実施する「学びの多様化学校」を令和9年4月に開校すること。 民間フリースクールと定期的に情報共有するとともに、保護者に各施設の活動内容等を紹介するなど、連携を進めていくこと。
	【施策1-3-1】 多様な遊びや体験活動、食育の推進	P44	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験や遊びができる環境のもと成長できることが望まれること。 未来を担う一人ひとりのこどもの「遊び・学び・育ち」を総合的に支援していくことが大事であり、こどもがのびのびと遊ぶことができる機能を有する施設の重要性は一層高まっていること。 経済的な事情によりその機会に格差が生じないよう、多様な経験を育む教育クーポンのしくみづくりも望まれること。 こどもたちの生活や意識の変容、学校から社会への移行をめぐる様々な課題、望ましい勤労観、職業観を育む体験活動等の不足が指摘されていること。 	<p>P48 ○【新規】多様な遊びや体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりのこどもの「遊び・学び・育ち」を総合的に支援する屋内児童遊戯施設の整備に向け具体的に検討を進めること。 意欲がありながら、経済的な事情により十分な学びの機会がないこどもを対象に、学習塾などの学校外の教育サービスの活用を含む、多様な経験を育むためのしくみづくりを検討すること。 文化団体、教育機関等と連携を図り、次世代を担う児童・生徒が地域の文化や歴史を体験できる機会を創出すること。 学校における地域人材や企業等を活用した講話会や職場・施設見学、職場体験活動などを推進し、自己の生き方等について理解を深める学習の充実を図ること。 など

基本施策	施策	こども計画における記述			
		現状と課題	施策の方向性		
【基本施策1-3】 シビックプライドの醸成と地元でチャレンジできる機会づくり	【施策1-3-2】 こどもと子育てを支援する生活環境の整備	P51	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関しては、子育て家庭がこどもの成長に合わせて子育てに適した良質な住宅の提供や移住・定住を望む子育て家庭が住宅を確保できる住環境づくりを支援していく必要があること。 	P52	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもと子育てを支援する生活環境の整備 ・子育て家庭の居住環境の安定を図るなど、子育てを支援する生活環境の整備を推進すること。
		P53	<ul style="list-style-type: none"> ・まちへの愛着やシビックプライド（まちをより良くするために関わる当事者意識）は、将来にわたりこのまちに住み続けたいという思い、さらにはまちの持続的な発展につながるものです。 ・次代を担うこども・若者が、このまちで暮らして良かったと思えるよう、様々な体験や出会い、学びの機会の創出を通じて、一人ひとりが個性や能力を発揮でき、自分らしい生き方や可能性の追求、新しいことへの挑戦をためらわない環境をつくっていくことが重要であること。 	P55	<ul style="list-style-type: none"> ○【新規】シビックプライドの醸成 ・シビックプライドの醸成を図るため、本市の若者が主体的にまちに関わり、地域資源を知り、発信することができるような取組を検討すること。 ・郷土の伝統や文化等について学ぶ機会の充実に努め、学校や地域の特色を生かした取組を推進すること。
	【施策1-3-3】 こども・若者が活躍できる機会づくり	P53	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化に対応した教育の推進が必要なこと。 ・日本語指導が必要な児童生徒など児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実が必要なこと。 ・家庭・学校・職場など様々な場において、男女共生意識の醸成を図るとともに、性別（ジェンダー）による社会的偏見や差別をなくし、誰もが自分らしく暮らすことができるよう理解促進を図る必要があること。 	P56	<ul style="list-style-type: none"> ○国際的視野の育成と多様な背景を持つこどもへの支援等 ・グローバル社会に対応した英語力やコミュニケーション能力を高める指導の一層の充実に努めること。 ・日本語指導支援サポーターを派遣し、一人ひとりのこどもが抱える多様な背景を理解し、個に応じた支援の充実に努めること。 ・教職員が性の多様性や、性に関する指導、相談体制の整備、個に応じたきめ細かな対応などについて理解を図るための研修内容の充実に努めること。 ・家庭や学校など様々な場において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を図るとともに、ジェンダー平等社会の実現を図るため、研修や講座等を開催すること。LGBTQなど性の多様性について学びの機会を提供し、多様性を認めあう社会の実現に努めること。 など

【基本目標2】ライフステージを通じた支援の充実

基本施策	施策	こども計画における記述			
		現状と課題	施策の方向性		
【基本施策2-1】 (ライフステージⅠ) 生まれる前から幼児期までのこどもへの支援	【施策2-1-1】 妊娠前から妊娠期、出産、 幼児期までの切れ目ない保 健対策の充実	P59	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊や予期せぬ妊娠を含めた妊娠・出産・子育てについて支援の充実に取り組む必要があること。 ・産後ケアを必要とする産婦が適時利用できるよう、今後も計画的に提供体制を整備する必要があること。 ・3歳児健診以降の幼児が不安なく就学を迎えられるよう、5歳児健診の実施体制を整備するなど、幼児期から学童期以降に向けての切れ目ない支援に努める必要があること。 	P60	<p>○妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要とする妊産婦が、個々のニーズに応じ適時利用できるよう相談支援の提供体制の整備に努めること。 ・幼児の発育・発達段階に応じた相談の機会を設け、安心して学童期を迎えられるよう支援の充実に努めること。 ・健康に関する正しい知識の普及・啓発に努め、必要時に適切な支援につながるよう、相談体制の充実に努めること。 など
	【施策2-1-2】 幼児期までのこどもの成長 への支援	P62	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設と小学校との円滑な接続について支援に努めていく必要があること。 	P66	<p>○幼児教育・保育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保小の教職員が協働して教育活動に取り組み、架け橋期の教育の充実を図るため、架け橋期のカリキュラム（架け橋プログラム）の作成や実施を推進し、学びや育ちのつながりを意識した連携体制のより一層の充実を図ること。 など
【基本施策2-2】 (ライフステージⅡ) 学童期・思春期におけ るこども・若者への支 援	【施策2-2-1】 小児医療への支援と心身の 健康づくり	P68	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者は悩みごとがあっても誰にも相談しない傾向がみられ、SOSを出せずに問題をかかえこみがちであることが課題となっていること。 	P71	<p>○小児医療への支援と心身の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場や関係機関と連携して教育相談体制の充実を図るとともに、児童生徒が心の危機に気づく力と相談する力を身につけ、学校やその後の社会で起こる問題に対して適切に対処できる力につながるようSOSの出し方教室を実施すること。 ・若者は、学業、結婚、子育て等多様な場面において、様々な課題を抱える世代であることから、民間団体や関係機関と連携し、相談しやすい環境づくりに努めること。 ・児童生徒のSOSの出し方や児童生徒からのSOSの受け方について学ぶ機会を設定するなど、教職員研修の充実に努めること。 など
	【施策2-2-2】 青少年健全育成活動の推進	P73	—	P75	—
	【施策2-2-3】 こどもの安全確保	P77	<ul style="list-style-type: none"> ・生命（いのち）の安全教育は、保育現場においても重要なテーマであり、保育所等では、発達段階に合わせた内容で、遊びや生活を通して、安全な行動や嫌なことを「いや」と伝えることが重要なことを学ぶ機会を設けることが必要なこと。 	P79	<p>○こどもの安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文科省が作成した教材や指導の手引きを活用し、各園の実情に合わせた「生命（いのち）の安全教室」を推進すること。
	【施策2-2-4】 こどもの生きる力の育成に 向けた教育環境等の整備	P81	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、互いに認め合い共に生きていこうとする姿勢をはぐくむことが求められていること。 ・学校や地域が互いに支え合う体制づくりを推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）等において、学校と地域の連携のあり方や地域素材や外部人材を活用した取組などについて協議し、連携を図っていること。 	P82	<p>○こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を講じ、インクルーシブ教育の充実に努めること。 ・コミュニティ・スクール連絡協議会において、特色のある活動等を紹介し、各校の取組に生かすことにより、各協議会の運営の充実を図ること。
	【施策2-2-5】 家庭や地域の教育力の向上	P84	—	P84	—

基本施策	施策	こども計画における記述			
		現状と課題	施策の方向性		
	【施策2-2-6】 いじめ防止と不登校のこどもへの支援	P87	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校の件数は年々増加し、その態様も多様化しており、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応が求められていること。 ・どのこどもにも、どの学校にも起こりうるとの認識のもと、家庭や地域との連携を図りながら、未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組のほか、こどもの心のケアを図る継続的な事後指導の更なる充実を図る必要があること。 ・スクールカウンセラーや教育支援センターなど、関係機関とのより一層の連携を図る必要があること。 ・民間フリースクールは、不登校や多様な学びを求めるこどもに安心できる居場所を提供しており、今後も連携していく必要があること。 ・高校の中途退学に関しては、ミスマッチにより、目標をもって高校生活を送ることができない生徒、学習に困難を抱える生徒、また、人間関係をうまく築けない生徒、将来に対する希望がもてず、学校生活に意義を感じられない生徒が存在しており、適時適切な対応が必要となっていること。 	P87	<p>○【新規】いじめ防止と不登校のこどもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校への対応については、こどもの心に寄り添った生徒指導の充実や、こどもたちの主体的な活動の推進に努めるとともに、校内指導体制を整え、組織的かつ迅速な対応を図ること。 ・不登校の未然防止を図るため、保護者等と連携を図りながら、こども一人ひとりの発達の状況や、発達の特性に応じた支援に努めること。 ・学校に通うことが困難な不登校児童生徒が、自らのペースや心身の状況に応じて学ぶことができるよう、柔軟な教育課程を編成し、特色ある教育活動を実施する「学びの多様化学校」を令和9年4月に開校すること。 ・民間フリースクールと定期的に情報共有するとともに、保護者を対象とする相談会において、各施設の活動内容等を紹介するなど、連携を進めていきます。 など
【基本施策2-3】 (ライフステージⅢ) 青年期の若者への支援	【施策2-3-1】 青年期の若者への支援【改称】	P92	<ul style="list-style-type: none"> ・就職を希望する高校生への地元就職の意識付けや、大学生等と市内企業とのマッチング機会の創出、給与水準の高い首都圏企業の誘致による新たな雇用の場の創出に取り組んでいるが、新規学卒者の市内就職率を一層高めていく必要があること。 	P94	<p>○若者への就職支援と自分らしく働くことができる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者や女性の市内定着を促進するため、魅力ある多種多様な企業の誘致に加え、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、就職におけるミスマッチの解消を図り、不本意な早期離職の抑制および定着率の向上を図ること。 ・新規学卒者等に対し、地元就職応援金の支給を検討すること。 ・企業インターンシップを促進し、将来の就職マッチングにつなげること。 など

【基本目標3】様々な状況にある子ども・若者が健やかに成長できる支援の充実

基本施策	施策	こども計画における記述			
		現状と課題		施策の方向性	
【基本施策3-1】 こどもの貧困の解消に向けた対策	【施策3-1-1】 こどもの貧困の解消に向けた対策	P97	<ul style="list-style-type: none"> ・こども食堂が徐々に増えており、こどもの食事に対する民間団体による支援が広がってきているが、生活全般の安定には至っていないのが現状であること。 ・民間団体の活動は、財源や人材の不足により、運営が安定しない場合があることから、行政との連携が必要なこと。 ・世帯に対する包括的な支援が必要であるとともに、こどもが安心安全で気軽に立ち寄ることができる、こども食堂を含む居場所づくりが必要なこと。 ・民間団体による無料の学習支援や生活困窮世帯に対する学習支援の実施とともに、こどもの学ぶ機会の選択肢を広げるため、学力向上の支援のみならず、自己肯定感が高まる体験の機会の創出が必要なこと。 	P100	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の安定に資するための支援 ・民間団体を実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討すること。（再掲） ○教育の支援 ・意欲がありながら、経済的事情により十分な学びの機会がないこどもを対象に、学習塾などの学校外の教育サービスの活用を含む、教育機会の均等を図るためのしくみづくりを検討すること。（再掲）
【基本施策3-2】 障がい児等への支援の充実	【施策3-2-1】 障がい児等に対する支援の充実	P102	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設においては、障がい児や医療的ケア児の学びと育ちを支えるため、さらなる受入体制の整備が求められていること。 ・学校においては、障がいのある、なしに関わらず、全てのこどもが安心、安全に学ぶことができるよう、関係機関が連携、役割分担をしながら、環境整備や支援の充実に努める必要があること。 ・障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが求められていること。 ・障がい児等が他のこども達と遊びや体験を通じて共に成長できる居場所として放課後児童クラブを利用できるよう、支援体制の整備を進めていく必要があること。 	P102	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児等に対する支援の充実 ・保育所等へ入所を希望する障がい児や医療的ケア児が、集団保育を受けることができる環境を整備し、質の高い教育・保育体制の支援および生活支援の向上を推進すること。 ・障がい児等が放課後を安全で安心して過ごすことができ、他のこどもたちとともに過ごし成長できる機会を確保するため、放課後児童クラブの利用を選択できるよう、職員体制等の整備を行い、成長支援の充実を図ること。 ・医療的ケア児支援のため、放課後児童クラブに看護師を派遣すること。 ・医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、医療的ケア看護職員を派遣すること。
【基本施策3-3】 児童虐待防止対策の充実	【施策3-3-1】 児童虐待防止対策の充実	P105	<ul style="list-style-type: none"> ・本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）は、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、関係機関と連携しながら早期発見に努め、必要な支援につなげる必要があること。 	P106	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止対策の充実 ・学校や地域の関係機関等との連携強化を図りながら、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、必要な支援につなげること。 ・児童福祉法等の改正で保育所等の職員による施設・事業を利用するこどもへの虐待に関する通報義務が設けられたことを受け、相談窓口を設置し、虐待の未然防止や早期発見のための体制を強化すること。

【基本目標4】子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進

基本施策	施策	こども計画における記述			
		現状と課題		施策の方向性	
【基本施策4-1】 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	【施策4-1-1】 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	P109	<ul style="list-style-type: none"> ・本市がこどもを生み育てやすい環境であることを一層実感できるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組む必要があること。 	P110	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・こどもの給食費、医療費、保育料の完全無償化を順次実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ること。
【基本施策4-2】 ひとり親家庭の自立支援の推進	【施策4-2-1】 ひとり親家庭の自立支援の推進	P111	—	P113	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の自立支援の推進 ・民間団体を実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討します。（再掲）
【基本施策4-3】 地域における子育て支援の充実	【施策4-3-1】 地域における子育て支援の充実	P114	—	P115	—
【基本施策4-4】 仕事と子育ての両立支援	【施策4-4-1】 仕事と子育ての両立支援	P117	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内において育児・家事負担が女性に集中している現状を変え、男女が相互に協力するよう共働き・共育てを推進する必要があること。 	P119	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と子育ての両立支援 ・国や県などの関係機関と連携しながら、男女が相互に協力しながら子育てをする「共育て」を推進すること